

この事故による負傷者はなし。

(3) 貸切バスの火災事故①

9月20日(金)午後5時頃、長崎県の国道において、福岡県に営業所を置く貸切バスが回送運行中、火災が発生し当該バスが全焼した。

この事故による負傷者はなし。

(4) 貸切バスの火災事故②

9月21日(土)午前11時50分頃、神奈川県的高速道路パーキングエリアにおいて、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客27名を乗せ運行中、火災が発生し当該バスが全焼した。

この事故による負傷者はなし。

(5) 法人タクシーの死傷事故

9月22日(日)午前2時16分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、横断歩道上の歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

(6) 個人タクシーの酒気帯び衝突事故

9月25日(水)午後4時40分頃、京都府の駐車場において、府内に営業所を置く個人タクシーが、停車中のトラックに衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察による調べにより、当該タクシー運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

(7) トラックの衝突事故

9月26日(木)午後5時13分頃、京都府の府道において、府内に営業所を置くトラックが第2通行帯を運行中、第1通行帯に車線変更したところ、同通行帯を運行していた乗合バスと衝突した。

この事故により、乗合バスの乗客33名のうち、12名が軽傷を負った。

上記7件の死傷者数計：死亡1名、重傷1名、軽傷12名(速報値)



2. トピック

(1) 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始(配信日：R1.9.20)

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

1. 実施する補助事業

- ①先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援
- ②運行管理の高度化に対する支援
- ③過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- ④社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法等制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

- ・先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_30.html

- ・運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○交付申請受付場所：最寄りの各地方運輸局、運輸支局等

○申請受付期間：補助事業によって異なり、上記ページに掲載されております。

4. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

(2) 外国元首・祝賀使節等の来日に伴う交通対策について

(配信日：R1.9.13)

天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日（火）に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日（水）に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、東京都内において執り行われる予定です。

これに際して、多くの外国元首・祝賀使節等が来日するため、その安全かつ円滑な通行を確保するとともに、交通規制に伴う一般交通に対する影響を最小限にとどめるため、自動車交通総量の大幅な抑制などの交通対策が不可欠となっています。

このため、自動車運送事業者の皆様におかれましては、10月20日（日）から25日（金）までの間、外国元首・祝賀使節等の来日に伴う運行調整、利用者への周知等交通対策にご協力をお願いいたします。

詳しい内容につきましては、下記のホームページをご確認願います。

《首相官邸ホームページ：天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等》

(3) 踏切事故発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

(配信日 : R1. 9. 6)

9月5日(木)、横浜市神奈川区の京急線神奈川新町駅付近において、踏切内に取り残されたトラックが、神奈川新町駅を通過した快速特急列車と衝突し、列車の乗客30名以上が負傷、トラック運転者が死亡した痛ましい事故が発生しました。つきましては、同種事故の再発を防止するため、トラック事業者様におかれましては、次の事項について確実に取り組んで頂きますようお願い致します。

運転者に対する点呼、指導・監督等において、以下のことを徹底すること。

- ①点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条関係)
- ②乗務員に対し、踏切内で運行不能となった場合は、非常押しボタンを押すなど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第16条関係)
- ③運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路についての情報を把握し、通行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよう促すこと。(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条関係)

(4) 即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について

(配信日 : R1. 8. 30)

天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀(第1日)が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日から15日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

これらの儀式等には多数の外国要人が参列することが、祝賀御列の儀には多数の奉祝者が参列することが見込まれています。

また、これら儀式等については、極左暴力集団等による違法行為が懸念されるほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているなど、厳しい情勢にあり、東京都内における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講ずる必要があります。

このため、今般、警察庁警備局長より即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警

備協力について要請がありましたので、自動車運送事業者の皆様におかれましては、改めてテロ対策の徹底を図って頂きますよう、お願いいたします。

(5)第14回「NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
(配信日：R1.8.23)

独立行政法人 自動車事故対策機構（略称：NASVA）では、自動車運送事業者への運輸安全マネジメント制度の普及・啓発に向けた取組の一環として、10月9日（水）に第14回「NASVA安全マネジメントセミナー」を開催いたします。

今回のセミナーでは、事業用自動車の安全対策、運輸安全マネジメントについての制度解説等、行政からの基調講演に加え、自動車運送事業者からは、昨今における運輸安全マネジメントを巡る大きな課題の一つである、人材不足に起因する人材確保・定着や安全を担保する人材の育成に係る取組等についてご紹介させていただきます。また、特別講演として、NPO法人日本頸髄損傷Life Netより徳政宏一氏をお招きし、「自動車事故被害者の真実」についてご講演いただきます。本セミナーを通じ、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の浸透・定着を図るとともに、安全管理体制の構築及び見直し・改善に係るヒントをご提供し、輸送の安全性の更なる向上の機会としていただきたいと思いますと考えておりますので、是非ご参加ください。

■第14回「NASVA安全マネジメントセミナー」

日時：2019年10月9日（水）13：00～17：10（12：00受付開始）

会場：東京国際フォーラム・ホールC（東京都千代田区丸の内3-5-1）

※詳細のご確認及びお申込みにつきましては、下記URLよりお願いいたします。

<http://www.nasva.go.jp/news/2019/190805.html>



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

